

○座間市介護保険サービス事業所の指定等に係る事前協議手続に関する要綱

令和5年7月31日告示第124号

(趣旨)

第1条 この告示は、座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則（令和5年座間市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、事業所の指定等に係る事前協議手続に必要な事項を定めるものとする。

(協議申請)

第2条 事前協議を希望する者（以下「事前協議者」という。）は、市長に対し、座間市介護保険サービス事業所の事前協議申出書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、規則第3条の2第1項本文の事前協議の実施に当たり、事業者に対し事前協議に必要な文書を求めるとともに、必要と認められる事項について現地確認又は聴取等を行うものとする。

(協議内容の了承)

第3条 市長は、事前協議の結果、基準に適合すると認めた場合は、座間市介護保険サービス事業所の事前協議済書（第2号様式）により事前協議者に通知するものとする。

(再協議)

第4条 前条の規定により了承された協議内容に変更が生じた場合は、座間市介護保険サービス事業所の事前協議内容変更申出書（第3号様式）及び変更後の内容が分かる書類等を添えて提出しなければならない。

(事前協議の取下げ)

第5条 事前協議者は、事前協議書の提出後に事前協議を取り下げる場合は、座間市介護保険サービス事業所の事前協議取下げ書（第4号様式。以下「事前協議取下げ書」という。）を市長に提出しなければならない。

(事前協議の中止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前協議を中止することができる。この場合において、市長は、当該中止をしたときは、座間市介護保険サービス事業所の事前協議中止通知書（第5号様式）により、事前協議者に通知するものとする。

- (1) 事前協議者から事前協議取下げ書が提出されたとき。
- (2) 事前協議者が事前協議書等の補正に速やかに応じないとき。
- (3) 事前協議書の内容が明らかに指定の基準を満たしていない場合等、事前協議を継続しがたい事由が生じたとき。

(指定申請等)

第7条 第3条の規定による通知を受けた事前協議者は、市長が定める指定申請期間又は変更届出期間内に規則第3条第1項の申請又は規則第4条の届出（変更に係るものに限る。）（以下

「申請等」という。)を行わなければならない。

- 2 第3条の規定による通知を受けた事前協議者が事前協議書を提出した日から4箇月を経過する日までに申請等を行わない場合は、当該事前協議を取り下げたものとみなす。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月5日告示第140号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第1号様式（第2条関係）

座間市介護保険サービス事業所の事前協議申出書

年 月 日

（宛先）座間市長

申出者 氏名
電話番号
住所

座間市介護保険サービス事業所の指定等に係る事前協議手続に関する要綱第2条第1項の規定により、事前協議を申し出ます。

（仮）事業所名	
サービス種別	
事業所開設又は移転 予定住所地	
法人名	
法人所在地	
法人連絡先	
開設又は移転希望日	
利用者の推定数 （開設の場合）	
その他	

事務処理欄

第2号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

座間市介護保険サービス事業所の事前協議済書

年 月 日

様

座間市長

貴法人の事前協議について了承しましたので、座間市介護保険サービス事業者の指定等に係る事前協議手続に関する要綱第3条の規定により通知します。

別に定める指定申請期間又は変更届出期間までに申請又は届出を行ってください。

なお、関係法令等に違反する事実又は事前協議の内容と異なる事実が判明した場合には、本通知を取り消すことがありますので、御留意願います。

法人名	
事業所名	
事業所予定所在地	
サービスの種類	
開設予定日	
定員	
特記事項	この事前協議で了承された内容が変更となる場合には、遅滞なく再協議を行ってください。

第3号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

座間市介護保険サービス事業所の事前協議内容変更申出書

年 月 日

（宛先）座間市長

法人名

法人所在地

法人代表者職・氏名

次のとおり、 年 月 日付け座間市介護保険サービス事業所の事前協議
済書にて了承された協議内容の変更をしたいので、座間市介護保険サービス事業所の指定等に係
る事前協議手続に関する要綱第4条の規定により再協議を申し出ます。

事業所名		
事務担当者名		
事務担当者連絡先		
変更理由		
変更の内容		
	変更前	変更後

第4号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

座間市介護保険サービス事業所の事前協議取下げ書

年 月 日

（宛先）座間市長

法人名

法人所在地

法人代表者職・氏名

次のとおり、座間市介護保険サービス事業所の指定等に係る事前協議手続に関する要綱第5条の規定により、事前協議を取り下げます。

事業所名	
事務担当者名	
事務担当者連絡先	
取下げ理由	

第5号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

座間市介護保険サービス事業所の事前協議中止通知書

年 月 日

様

座間市長

座間市介護保険サービス事業者の指定等に係る事前協議手続に関する要綱第6条の規定により事前協議を中止することを通知します。

法人名	
事業所名	
事業所予定所在地	
サービスの種類	
開設予定日	
定員	
中止理由	